

令和5年度国内大学留学生及び総合教育センター一般留学生募集要項

1 趣 旨

山梨県教育委員会が指定する教科・領域，研究テーマ等について進んで研究，研修を積み，本県教育の推進者として教育研究の理論と方法を身に付け，教育専門職としての資質を高め，本県教育の振興に資する。

2 募集対象

(1) 国内大学留学生（国内大学及び研究機関等）

① 公立小・中学校の教諭及び養護教諭で，次の内容について研修を希望する者（若干名）※1

教科・領域等	校 種	研 修 内 容
国 語	小・中	国語科教育の指導内容及び指導方法
社 会	小・中	社会科教育の指導内容及び指導方法
算数，数学	小・中	算数科，数学科教育の指導内容及び指導方法
理 科	小・中	理科教育の指導内容及び指導方法
生 活	小	生活科教育の指導内容及び指導方法
音 楽	小・中	音楽科教育の指導内容及び指導方法
図画工作，美術	小・中	図画工作科，美術科教育の指導内容及び指導方法
体育，保健体育	小・中	体育科，保健体育科教育の指導内容及び指導方法
家庭，技術・家庭	小・中	家庭科，技術・家庭科教育の指導内容及び指導方法
外国語活動	小	外国語活動の指導内容及び指導方法
外国語（英語）	小・中	外国語（英語）教育の指導内容及び指導方法
道 徳	小・中	道徳教育の指導内容及び指導方法
特 別 活 動	小・中	特別活動の指導内容及び指導方法
総合的な学習の時間	小・中	総合的な学習の時間の指導内容及び指導方法
学 習 指 導	小・中	児童生徒の認識過程に応じた学習指導法
生 徒 指 導	小・中	生徒指導の理論及び方法
特別支援教育	小・中	特別支援教育の指導内容及び指導方法
学校保健 ※2	小・中	学校保健に関する専門的内容及び指導方法

※1 山梨大学にて研修を行う小学校教諭及び山梨大学にて理科で研究を行う中学校教諭については，希望する教科研修の他，理科の資質向上に向けた以下の山梨コア・サイエンス・ティーチャー（CST）養成プログラム（通年で100時間程度）を受講することとする。

<講座例>：「山梨の自然とその学びへの誘い」「山梨発最先端の科学について知ろう」「山梨の子どもを支援する授業を設計しよう」など

※2 学校保健については，養護教諭を対象とする。

② 県立学校教諭及び養護教諭で、次の内容について研修を希望する者（若干名）

教科・領域等	研 修 内 容
国 語	国語科教育の指導内容及び指導方法
地歴，公民	地歴科，公民科教育の指導内容及び指導方法
数 学	数学科教育の指導内容及び指導方法
理 科	理科教育の指導内容及び指導方法
保 健 体 育	保健体育科教育の指導内容及び指導方法
芸 術	芸術科教育の指導内容及び指導方法
※1 家 庭	家庭科教育の指導内容及び指導方法
外 国 語	外国語教育の指導内容及び指導方法
農 業	農業科教育の指導内容及び指導方法
工 業	工業科教育の指導内容及び指導方法
商 業	商業科教育の指導内容及び指導方法
情 報	情報科教育の指導内容及び指導方法
※1 福 祉	福祉科教育の指導内容及び指導方法
総合的な探究の時間	総合的な探究の時間の指導内容及び指導方法
学 習 指 導	学習指導の理論及び方法
生 徒 指 導	生徒指導の理論及び方法
※2 特別支援教育	特別支援教育の指導内容及び指導方法
※3 学 校 保 健	学校保健に関する専門的内容及び指導方法

※1 家庭，福祉については，別紙〔令和5年度山梨県高等学校家庭科教員の「福祉」教員免許研修 募集要項〕による。

※2 特別支援教育については，県立特別支援学校教諭を対象とする。

※3 学校保健については，養護教諭を対象とする。

(2) 山梨県総合教育センター一般留学生

公立小・中学校，県立学校の教諭及び養護教諭で，次の研究テーマについて研究を希望する者。（若干名）※1

NO	研 究 テ ー マ	校 種
1	教科・領域指導における言語活動の充実に関する研究	小・中・高・特
2	理数教育の充実並びに指導方法の改善に関する研究	小・中・高・特
3	教科・領域等における目標と指導と評価の一体化に関する研究	小・中・高・特
4	道徳教育の充実に関する研究	小・中・高・特
5	情報教育の充実及びICTの活用に関する研究	小・中・高・特
6	教育相談の充実に関する研究	小・中・高・特
7	特別な支援を必要とする児童・生徒への指導内容及び指導方法に関する研究	小・中・高・特
8	地域に根ざした伝統や文化を活用した指導方法の研究	小・中・高・特
9	新学習指導要領を踏まえた今日的教育課題に関する研究	小・中・高・特

※1 小学校教諭及び理科で研究を行う中学校教諭については，山梨大学等で行われる，理科の資質向上に向けた以下の山梨コア・サイエンス・ティーチャー（CST）養成プログラム（通年で100時間程度）を受講することとする。
<講座例>：「山梨の自然とその学びへの誘い」「山梨発最先端の科学について知ろう」「山梨の子どもを支援する授業を設計しよう」など

3 研修期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

4 派遣人数 公立小・中学校，県立学校から若干名

5 応募資格

(1) 公立小・中学校，県立学校に勤務する教諭及び養護教諭で，次の各項目に該当する者

- ①原則として令和5年4月1日現在50歳未満の者
- ②令和5年3月31日現在，本県において教職3年以上勤務している者
- ③在職中に1年以上の研修の経験のない者
- ④山梨県立学校海外留学生研修（短期・長期）の経験者においては，2年（年度）以上経過している者
- ⑤心身が健康で長期研修に耐え得る者
- ⑥小・中学校の教諭及び養護教諭は，所属学校長及び当該教育委員会教育長の推薦が得られる者。県立学校の教諭及び養護教諭は，所属学校長の推薦が得られる者
- ⑦研修終了後，教科・領域におけるリーダー的指導者として，長期にわたり本県教育の振興に貢献できる者

(2) その他

特別な事情がある者については，県教育委員会と協議する。

6 応募方法

(1) 応募者は、次の受付期間・場所において必要書類を提出し、「受付票」を受領する。

①受付期間 令和4年9月9日(金)～令和4年9月15日(木)
9:00～17:00

②場 所 小・中学校教諭及び養護教諭は、山梨県教育庁義務教育課
県立学校教諭及び養護教諭は、山梨県教育庁高校教育課

(2) 総合教育センター一般留学生を希望する者は、「研究テーマ」の中から1つを選択すること。

(3) 国内大学留学を希望する者は、総合教育センター一般留学生を併願することができる。また、総合教育センター一般留学生を希望する者は、国内大学留学を併願することができる。

(4) 提出書類

①国内大学留学生・山梨県総合教育センター一般留学生志願票(様式1)

②推薦書(公立小・中学校は様式2, 県立学校は様式3)

○「推薦理由」を記入

○「心身の健康に関する状況」を記入

(例文) 本教諭は、定期健康診断の結果に異常がなく心身ともに長期の研修に耐え得る健康状態であります。

7 選考検査

(1) 日 時 令和4年10月17日(月) 12:30～17:00

(2) 場 所 山梨県庁防災新館

(3) 検査内容

論述検査, 教科・領域等または研究テーマに関する検査, 及び面接を行う。

※検査については、今日的教育課題に対する考えを、これまでの教育実践・実績を踏まえて述べる内容とする。

(4) 検査時間

①論述検査 13:00～14:10(70分)

②教科・領域等または研究テーマに関する検査 14:30～15:20(50分)

③面接による検査 15:40～

8 その他

(1) 山梨大学への国内大学留学について

◇担当指導教員決定までの流れ

①1月中～下旬の合格者打ち合わせ会の際に、担当指導教員の希望(第2希望まで)を提出する。

②希望をもとに山梨大学側で指導教員の調整を行い、教育学部の教授会で決定する。

③2月上旬の合格者に対する説明会の際、担当指導教員を発表する。

④3月上旬の願書提出までの間に、決定した担当指導教員の署名及び捺印をもらい、県教育委員会を通じて「山梨大学研究生入学願書」を山梨大学に提出する。

◇この留学については、入学金、授業料の個人負担はなし。

(2) 山梨大学以外の大学への国内大学留学について

- ◇留学内定後、大学との交渉を個人で行い、県教育委員会と協議の上、担当指導教員を決定する。
- ◇研修中の住所については、県外の大学又は研究機関等で研修する場合は、原則として仮宿する。
- ◇入学金、授業料等の諸費用について個人負担が必要となる大学もある。

(3) 総合教育センター一般留学生の研究について

- ◇総合教育センターでの研究は、学校教育における今日的課題等から、あらかじめ総合教育センターが設定した研究テーマのもとに研究を推進するものとする。
 - ※過去の一般留学生の研究内容や募集要項はホームページで閲覧できる。また、募集要項に関わる志願票・推薦書はホームページからダウンロードできる。
 - ※現在の一般留学生の研究概要や研究活動の様子をホームページに掲載している（メニュー「調査・研究」→留学生のページ）ので参考とすること。

(4) 研修中の身分等の扱いについて

- ①大学又は研究機関等への派遣は、所属する教育委員会が承認する研修とし、教育公務員特別法の規定により、現職のままで派遣研修させるものであり、山梨県学校職員として分限懲戒等に関する条例の適用を受けるものとする。
- ②休学、退学又は非違行為のあった場合の取り扱い等については、県教育委員会において、必要な措置を講ずるものとする。
- ③研修中の通勤手当、住居手当、研修に関する旅費については、別途規程により支給する。

(5) その他

- 派遣先の大学又は研究機関等については、県教育委員会と協議の上、決定すること。